

8月1日から 国民健康保険高齢受給者証がカード型になります



▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
70歳から74歳の国保加入者に交付している高齢受給者証が、はがき型からカード型に変わります。新しい受給者証は、7月下旬に発送します。

福祉医療制度 更新対象者に新受給者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の老人、障がい者(児)、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の方に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。現在受給者証をお持ちの方については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する方には新しい受給者証(サーモンピンク色)を郵送します。
※新たに対象となる方は、健康保険証・印鑑・平成25年度所得課税証明書(平成25年1月2日以降に転入された方)・障害者手帳(障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者)を持参のうえ、保険年金グループまで申請してください。

●老人医療費助成事業

対象者	65歳以上69歳以下の方
所得制限基準	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方
一部負担金	定率2割負担 【所得を有しない方(注)は1割負担】
負担限度額	低所得Ⅱの場合 [外来]月額 8,000円 [入院]月額 24,600円 低所得Ⅰの場合 [外来]月額 8,000円 [入院]月額 15,000円

●障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

対象者	・障がい程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障がい者 ・知的障がい者(療育A・B1判定) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象
所得制限基準	世帯の町民税所得割税額合計額が23.5万円未満の方
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担 【所得を有しない方(注)は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額月額2,400円) 【所得を有しない方(注)は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし

●乳幼児等医療費助成事業

対象者	出生から小学3年生まで
所得制限基準	所得制限なし
一部負担金	外来 一部負担金なし 入院 一部負担金なし

●子ども医療費助成事業

対象者	小学4年生から中学3年生まで
所得制限基準	世帯の町民税所得割税額合計額が23.5万円未満の方
一部負担金	外来 医療保険制度における自己負担額の1/3を助成 入院 医療保険制度における自己負担額の2/3を助成 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし

●母子家庭等医療費助成事業

対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児
所得制限基準	児童扶養手当の所得制限を準用
一部負担金	外来 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担 【所得を有しない方(注)は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 入院 定率1割負担(負担限度額 月額2,400円)【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降一部負担金なし

(注) 所得を有しない方とは、町県民税非課税世帯で世帯全員の前年の所得がない方(年金収入が80万円以下かつ、所得がない方)です。

年金

国民年金保険料のお支払いが困難なときは

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者は、平成25年度は月額1万5千400円の保険料を納めることとなります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請をして本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付を全額もしくは一部を免除される制度があります。

保険料の免除制度は、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階になります。

また、20歳以上30歳未満の若年者には、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付が猶予される制度があります。

免除及び猶予された保険料は10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。ただし、2年を経過した

保険料には加算金がつきます。なお、一部免除が承認された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

免除が承認された期間は次のように取り扱われます
①老齢基礎年金・老齢厚生年金

金の受給資格期間の25年に算入されます

②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます
③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます
なお、納付を猶予された期間は①③の取り扱いになります。

免除などを受けられる所得基準

保険料の免除などを受けるためには免除される段階の額に応じて、前年所得に対する所得基準が定められています。下記の所得基準の範囲内であれば免除などを受けることができます。

- 全額免除
35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
- 4分の3免除
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 半額免除
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 4分の1免除制度
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 若年者納付猶予制度
35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
※扶養親族等控除額
(38万円×配偶者・扶養親族)+(48万円×老人扶養親族)+(63万円×特定扶養親族)

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

退職(失業)時の特例免除制度

免除などを申請する年度または前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用することができます。この特例免除制度では、通常審査の対象となる退職者の所得の状況を除外して審査が行われます。

ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは認められないことがあります。また、配偶者・世帯主が退職(失業)したときにもこの制度を利用できます。

免除申請及び審査対象期間

免除などの申請ができる期間と審査の対象となる期間は次のように決まっています。
▽平成24年7月～平成25年6月分の保険料の免除申請ができる期間は、平成25年7月31日まで
▽平成25年7月～平成26年6月分の保険料の免除申請がで

きる期間は、平成25年7月1日～平成26年7月31日まで
このように7月に申請する場合は、前年の7月からその年の6月までの期間とその年の7月から翌年の6月までの期間を申請することができます。この場合、申請書を2枚提出します。

免除などの申請方法

免除などの申請は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を住民登録している市区町村役場の国民年金担当窓口へ添付書類を添えて提出します。

▼添付書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②認め印(本人が署名する場合は不用)
- ③退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる書類(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給者証などの写し)